

平成21年6月25日

厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

課長 篠原 一正

課長補佐 佐藤 恵治

調査全般 : 社会医療統計第一係 (内線: 7559)

医科担当係 : 社会医療統計第五係 (内線: 7563)

歯科担当係 : 社会医療統計第六係 (内線: 7564)

薬剤・調剤担当係 : 社会医療統計第三係 (内線: 7561)

電話 : 03-5253-1111 (代表)

03-3595-2918 (ダイヤル)

FAX : 03-3595-1639

平成20年社会医療診療行為別調査結果の概況

【調査結果のポイント】

○医科の入院における診療の状況

1件当たり点数 42 402.3点(対前年 6.9%増)、1日当たり点数 2 537.0点(対前年 2.4%増)

○医科の入院外における診療の状況

1件当たり点数 1 376.7点(対前年 12.2%増)、1日当たり点数 759.9点(対前年 11.7%増)

○歯科における診療の状況

1件当たり点数 1 285.5点(対前年 4.0%減)、1日当たり点数 607.4点(対前年 0.1%増)

○医科(薬局調剤分を含む)の薬剤料の比率

総数 29.0%(対前年 0.3ポイント減)、

入院 11.1%(対前年 0.03ポイント減)、入院外 36.2%(対前年 0.4ポイント減)

○薬剤種類数に占める後発医薬品の種類数の割合

総数 20.5%(対前年 1.2ポイント増)、入院 17.3%(対前年 0.1ポイント増)、

院内処方(入院外・投薬) 25.0%(対前年 0.6ポイント増)、

院外処方(薬局調剤) 18.3%(対前年 1.9ポイント増)

平成20年社会医療診療行為別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

目 次

調査の概要	1
結果の概要	
I 診療行為・調剤行為の状況	
〔医科診療〕	
1 診療行為の状況	3
2 一般医療と長寿医療別にみた診療行為の状況	5
3 病院と診療所別にみた診療行為の状況	9
4 D P Cに係る明細書とD P Cに係る明細書以外別にみた診療行為の状況	11
5 傷病分類別にみた1日当たり点数	13
〔歯科診療〕	
6 診療行為の状況	14
7 一般医療と長寿医療別にみた診療行為の状況	15
8 傷病分類別にみた1日当たり点数	16
〔院外処方〕	
9 院外処方率	16
〔薬局調剤〕	
10 調剤行為の状況	17
11 一般医療と長寿医療別にみた調剤行為の状況	18
II 薬剤の使用状況	
1 薬剤料の比率	19
2 院内処方（入院外・投薬）及び院外処方（薬局調剤）における薬剤点数	20
3 薬価階級別薬剤点数	21
4 薬剤種類数	22
5 薬効分類別にみた薬剤の使用状況	23
6 後発医薬品の使用状況	24
統計表	25
用語の定義	34

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、政府管掌健康保険（以下、「政管健保」という。）、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」という。）、国民健康保険（以下、「国保」という。）及び長寿医療制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

各都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部（以下、「支払基金支部」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下、「国保団体連合会」という。）において、審査決定された政管健保、組合健保、国保及び長寿医療制度の医科診療及び歯科診療の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下、「明細書」という。）を調査の対象とした。

調査の客体は、第一次抽出単位を保険医療機関及び保険薬局とし、第二次抽出単位を明細書とする層化無作為二段抽出法により抽出された明細書とした。

(集計客体数)

	施設数	明細書件数		
		総数	一般医療	長寿医療
医科	11 134	373 738	239 256	134 482
病院	1 414	136 288	93 601	42 687
診療所	9 720	237 450	145 655	91 795
歯科	972	29 592	19 615	9 977
調剤	4 679	73 715	45 492	28 223

3 調査の時期

平成20年6月審査分

4 調査の事項

診療報酬明細書 …… 年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況（薬品名・使用量等）等

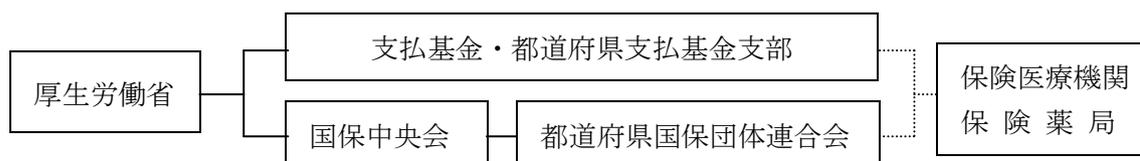
調剤報酬明細書 …… 年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況（薬品名・使用量等）等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

支払基金支部及び国保団体連合会が、調査の対象となった保険医療機関及び保険薬局の明細書から別に定める抽出率により抽出を行い、その写しを厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する方法により行った。

(2) 調査の系統



6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—	数値が表章単位に満たない場合	0.0
統計項目のありえない場合	・	負数の場合	△
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…		

(2) 掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合等がある。

(3) この概況に掲載の数値は、政管健保（※）、組合健保、国保及び長寿医療制度における平成20年6月審査分の全国推計数である。

※政管健保については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、平成20年10月より「全国健康保険協会管掌健康保険」に改称された。

(4) 診療行為分類「診断群分類による包括評価等」には、包括評価（DPC）の所定点数に、特定入院料に関する加算を含む。

(5) 平成20年4月から診療報酬改定により、医科及び歯科の「病理診断」が「検査」より独立した。